

大阪港港湾計画資料（案）

— 一部変更 —

令和8年5月

大阪港港湾管理者
大阪市

目 次

1	変更理由	1
2	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1	フェリー埠頭計画	2
2-2	水域施設計画	4
2-3	臨港交通施設計画	7
3	港湾の環境の整備及び保全に関する資料	9
3-1	港湾環境整備施設計画	9
4	土地造成及び土地利用計画に関する資料	11
4-1	土地造成計画	11
4-2	土地利用計画	13
5	港湾の効率的な運営に関する事項	15
5-1	効率的な運営を特に促進する地域	15
6	その他重要事項	17
6-1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	17
6-2	大規模地震対策施設計画	19
6-3	港湾の再開発	20

7	環境の保全に関する資料		21
8	地方港湾審議会名簿		22

1 変更理由

大阪港におけるフェリーターミナルの機能不足や、将来的な長距離フェリーの大型化に対処し、新たな複合一貫輸送ターミナルの形成を図るため、南港地区及び夢洲地区において、フェリー埠頭計画を変更する。また、フェリー埠頭計画の変更に伴い、港湾施設の規模及び配置に関する計画や土地造成及び土地利用計画等を変更する。

2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 フェリー埠頭計画

・概要

近年のフェリー大型化に伴う貨物量の増加に伴い、既存ターミナルでは慢性的なヤード不足が生じているほか、既存施設の老朽化も進展している。南港地区（南港南）及び夢洲地区において、既存ターミナルの機能不足を解消し、長距離フェリー輸送の需要に対処するため、内貿フェリー埠頭を変更する。また、南港地区（南港南）についてはRORO船、夢洲地区については旅客船が併せて利用することを想定する。

・内貿フェリー埠頭の規模及び配置

内貿フェリー埠頭を次のとおり計画する。

表2-1-1 内貿フェリー埠頭の規模及び配置（今回計画）

施設名	水深(m)	延長(m)	対象船型	備考
NF1	9.0	270	15,000GT	新規計画
NF2	9.0	270	15,000GT	新規計画
YF1	7.5	270	15,000GT	新規計画

表2-1-2 内貿フェリー埠頭の規模及び配置（既定計画）

施設名	水深(m)	延長(m)	対象船型	備考
F1	7.5	230	15,000GT	既設の削除
F3	7.5	250	15,000GT	既設の削除
F4	7.5	250	15,000GT	既設の削除

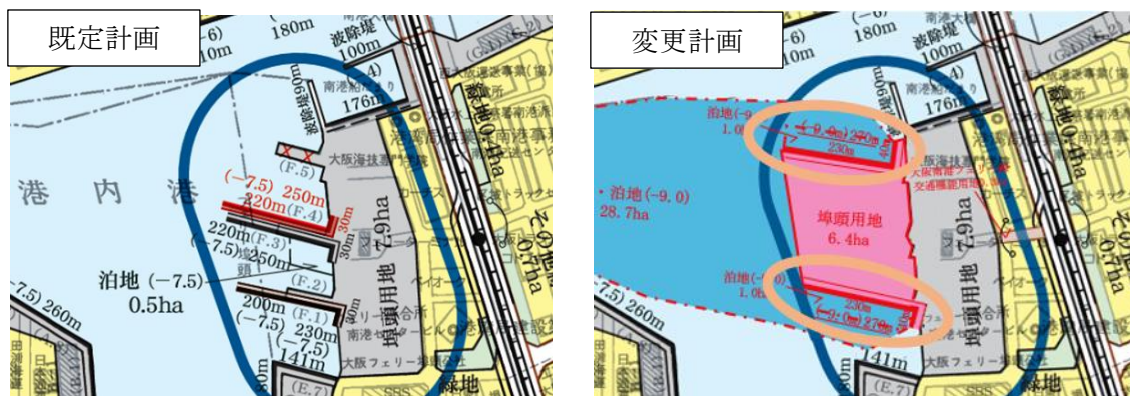


図 2-1-1 内貿フェリー埠頭計画位置図（南港地区（南港南））

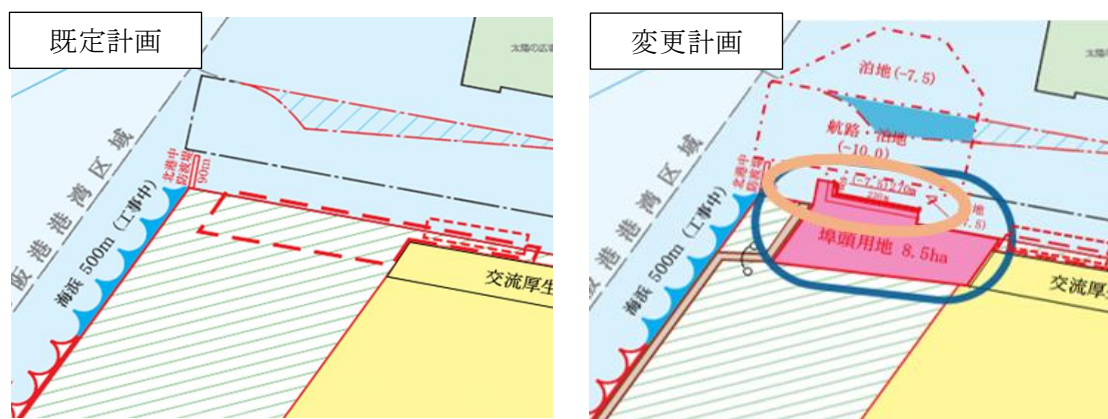


図 2-1-2 内貿フェリー埠頭計画位置図（夢洲地区）

2－2 水域施設計画

(1) 航路計画

- ・ 概要

内貿フェリー埠頭の計画に対応し、航路を変更する。

- ・ 水域施設の規模及び配置

航路を次のとおり変更する。

表 2－2－1 航路の規模及び配置（今回計画）

航路名	水深(m)	幅員(m)	備考
北航路	10.0	200.0	既定計画の変更計画

表 2－2－2 航路の規模及び配置（既定計画）

航路名	水深(m)	幅員(m)	備考
北航路	10.0	200.0	既定計画

(2) 泊地計画

・概要

内貿フェリー埠頭の計画に対応し、泊地を計画する。

・水域施設の規模及び配置

泊地を次のとおり計画する。

表 2-2-3 泊地の規模及び配置（今回計画）

地区名	水深(m)	面積(ha)	備考
南港地区（南港南）	9.0	2.0	新規計画
夢洲地区	7.5	－	新規計画
舞洲地区	7.5	－	新規計画

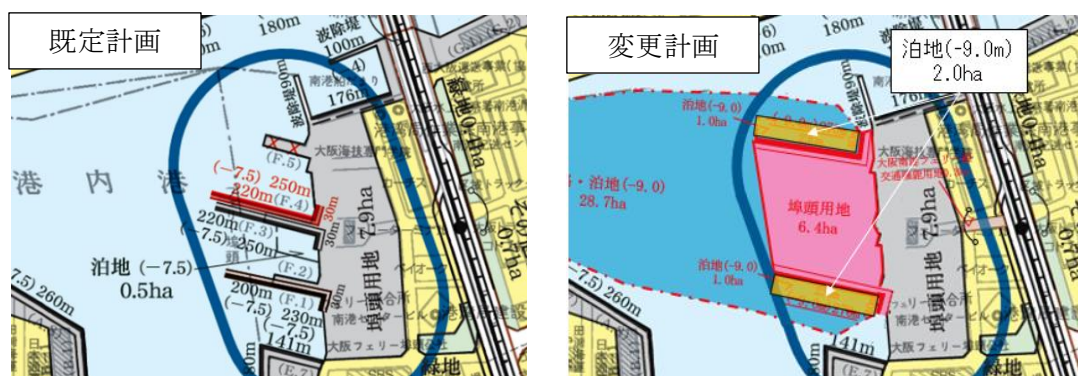


図 2-2-1 泊地計画図（南港地区（南港南））

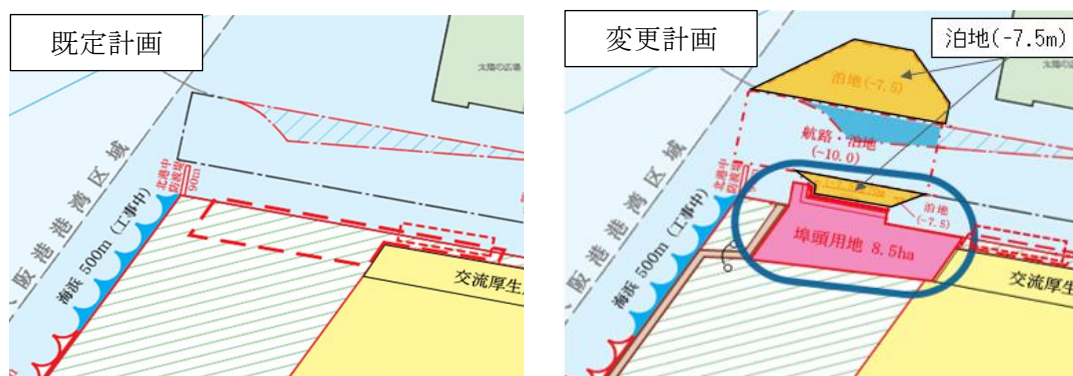


図 2-2-2 泊地計画図（夢洲地区）

(3) 航路・泊地計画

・概要

内貿フェリー埠頭の計画に対応し、航路・泊地を計画する。

・水域施設の規模及び配置

航路・泊地を次のとおり計画する。

表 2-2-4 航路・泊地の規模及び配置 (今回計画)

地区名	水深(m)	面積(ha)	備考
南港地区(南港南)	9.0	28.7	新規計画
夢洲地区	10.0	2.2	新規計画

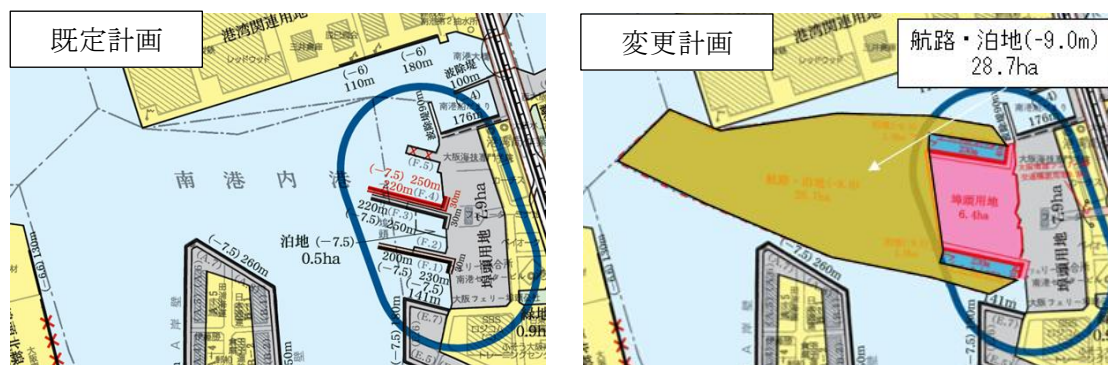


図 2-2-3 航路・泊地計画図 (南港地区 (南港南))

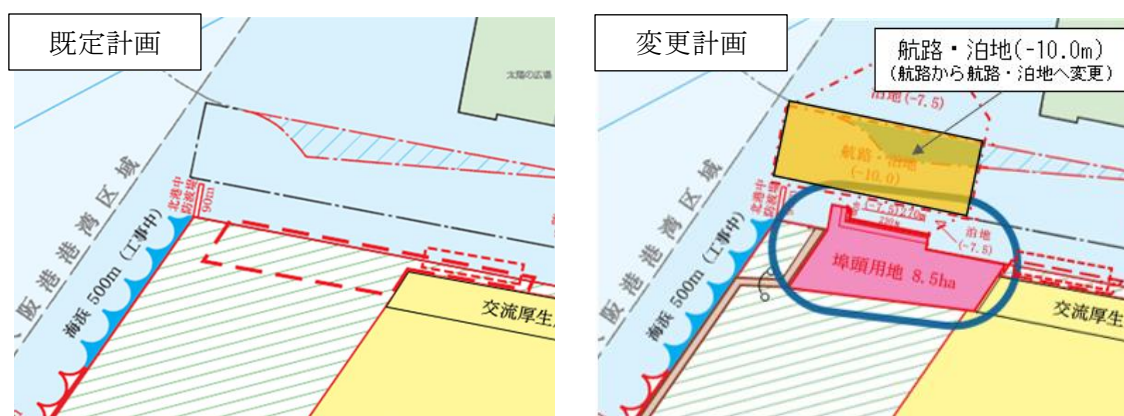


図 2-2-4 航路・泊地計画図 (夢洲地区)

2－3 臨港交通施設計画

・概要

内貿フェリー埠頭の計画に対応し、港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域のアクセス向上を図るため、夢洲地区において臨港交通施設を計画する。

・臨港交通施設の規模及び配置

臨港交通施設を次のとおり計画する。

表 2－3－1 臨港交通施設の規模及び配置（今回計画）

施設名	起終点	車線数	配置の考え方	備考
臨港道路 大阪南港フェリー線	臨港道路中央幹線	4	大規模地震対策施設へのアクセス道路として配置を計画	既設の変更計画
	大阪南港フェリー埠頭			
臨港道路 夢洲フェリー線	臨港道路夢洲・新島連絡線	2	フェリー埠頭計画に対応するアクセス道路として配置を計画し、フェリー乗船車両台数（想定）から車線数を設定	新規計画
	夢洲フェリー埠頭			
臨港道路 夢洲・新島連絡線	臨港道路港区・南港・北港連絡線	4～6	夢洲フェリー線との接続性及び夢洲地区中央部の土地利用を考慮し配置を変更	既定計画の変更計画
	新島地区			

表 2－3－2 臨港交通施設の規模及び配置（既定計画）

施設名	起終点	車線数	配置の考え方	備考
臨港道路 夢洲・新島連絡線	臨港道路港区・南港・北港連絡線	4～6	－	既定計画
	新島地区			

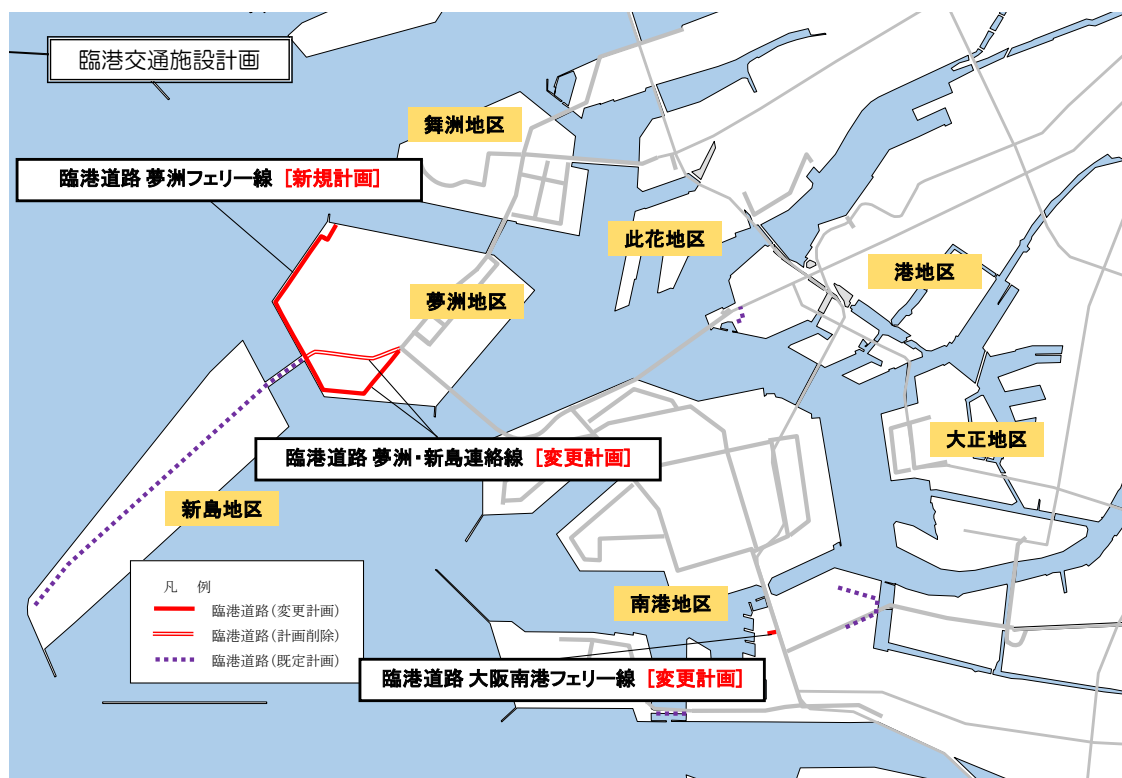


図 2 - 3 - 1 臨港交通施設計画図

3 港湾の環境の整備及び保全

3－1 港湾環境整備施設計画

- ・概要

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、夢洲地区におけるフェリー埠頭の計画に対応するため、以下のとおり計画を変更する。

- ・港湾環境整備施設の規模及び配置

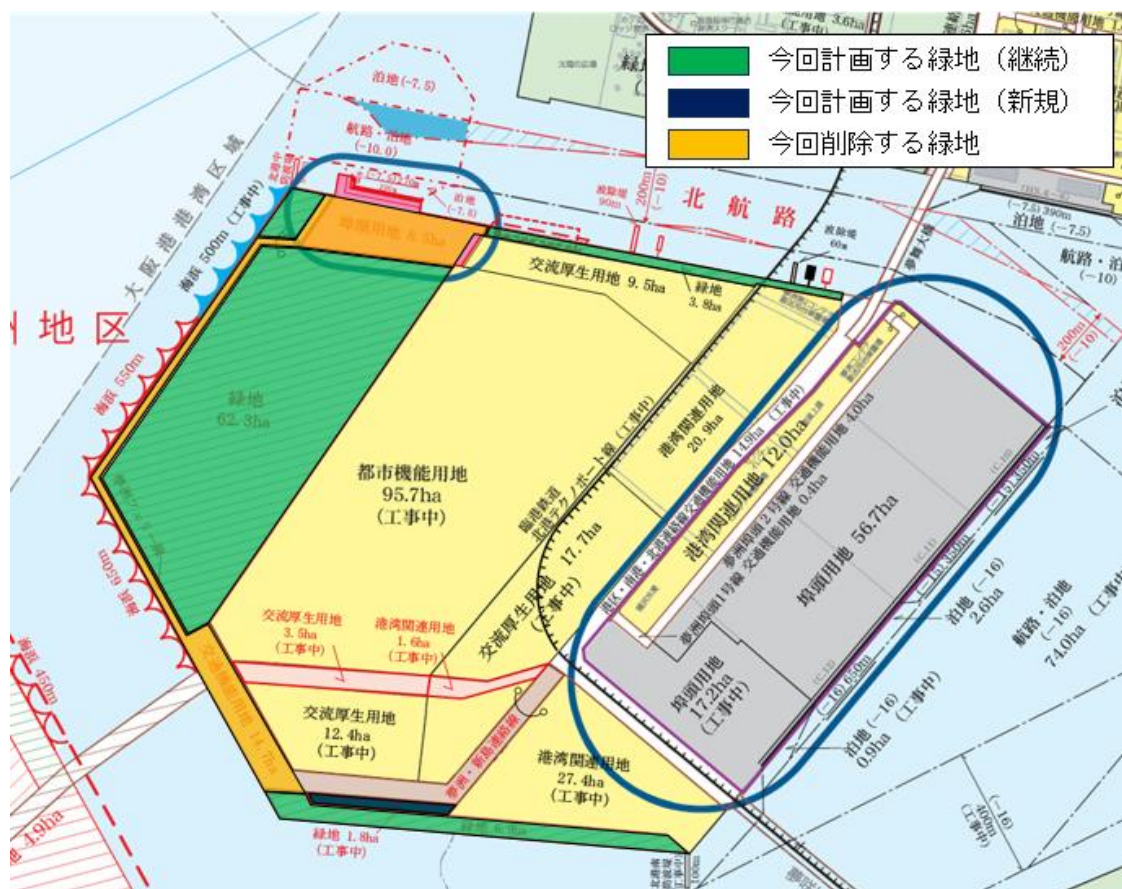
港湾環境整備施設を次のとおり変更する。

表 3－1－1 港湾環境整備施設の規模及び配置（今回計画）

地区名	緑地名	今回計画	主な用途	規模及び配置の考え方
夢洲地区	夢洲緑地	74.8ha	緩衝、修景、親水、環境保全緑地	緩衝等の機能に加え、広々としたみどり豊かな憩いの空間の確保に対応 (緑地の位置付けは既定計画と同様)

表 3－1－2 港湾環境整備施設の規模及び配置（既定計画）

地区名	緑地名	既定計画	主な用途	規模及び配置の考え方
夢洲地区	夢洲緑地	88.4ha	緩衝、修景、親水、環境保全緑地	緩衝等の機能に加え、広々としたみどり豊かな憩いの空間の確保に対応



4 土地造成及び土地利用計画

4－1 土地造成計画

・概要

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、南港地区（南港南）及び夢洲地区において、土地造成計画を変更する。

・土地造成計画

土地造成計画を次のとおり変更する。

表 4－1－1 土地造成計画（今回計画）

（単位：ha）

	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
夢洲地区	(1.1)								(1.1)
	(1.1)								1.1
南港地区	(6.4)	(15.4)							(21.8)
	6.4	15.4							21.8

注1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

表 4－1－2 土地造成計画（既定計画）

（単位：ha）

	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
夢洲地区									
南港地区		(15.4) 15.4							(15.4) 15.4

注1) （ ）内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

4－2 土地利用計画

・概要

フェリーターミナルの機能不足や、将来的な長距離フェリーの大型化に対応した土地利用を図るため、南港地区（南港南）及び夢洲地区において、土地利用計画を変更する。

・土地利用計画

土地利用計画を次のとおり変更する。

表 4－2－1 土地利用計画（今回計画）

（単位：ha）

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
夢洲地区	(82.4) 82.4	(61.9) 61.9	(43.2) 43.2			(34.0) 34.0		(74.8) 74.8	(296.4) 392.2
南港地区	(195.1) 195.1	(409.0) 409.0	(45.8) 45.8			(99.7) 102.6		(55.9) 79.0	(805.5) 965.7

注1) （ ）内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
 注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
 注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

表 4－2－2 土地利用計画（既定計画）

（単位：ha）

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
夢洲地区	(73.9) 73.9	(64.3) 64.3	(43.4) 43.4			(25.2) 25.2		(88.4) 88.4	(295.3) 391.1
南港地区	(188.7) 188.7	(409.3) 409.3	(45.8) 45.8			(99.7) 102.3		(55.9) 79.0	(799.4) 959.3

注1) （ ）内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
 注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
 注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

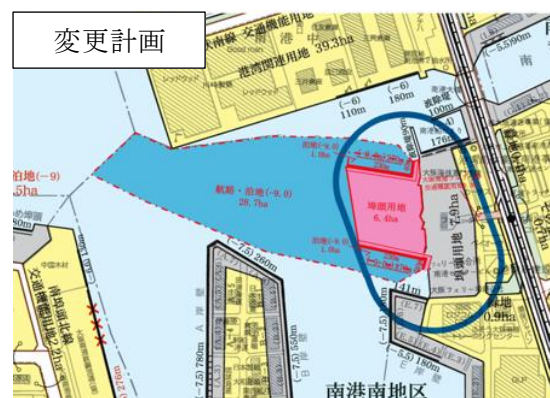


図 4 - 2 - 1 土地利用計画図（南港地区（南港南））



図 4 - 2 - 2 土地利用計画図（夢洲地区）

5 港湾の効率的な運営に関する事項

5－1 効率的な運営を特に促進する区域

- ・概要

内貿フェリーにより運送される貨物等を取り扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

（法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。）

- ・効率的な運営を特に促進する区域の規模及び配置

効率的な運営を特に促進する区域を次のとおり計画する。

（1）南港地区（南港南）

水深9.0m 岸壁2バース 延長540m

（フェリー用）[新規計画]NF1, 2

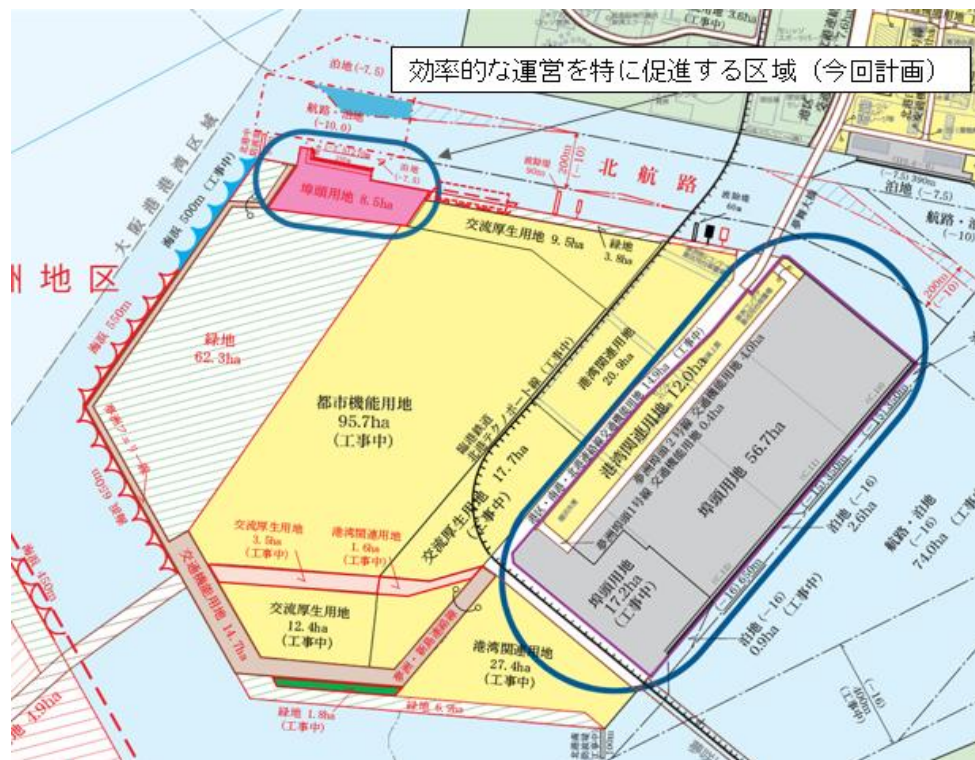
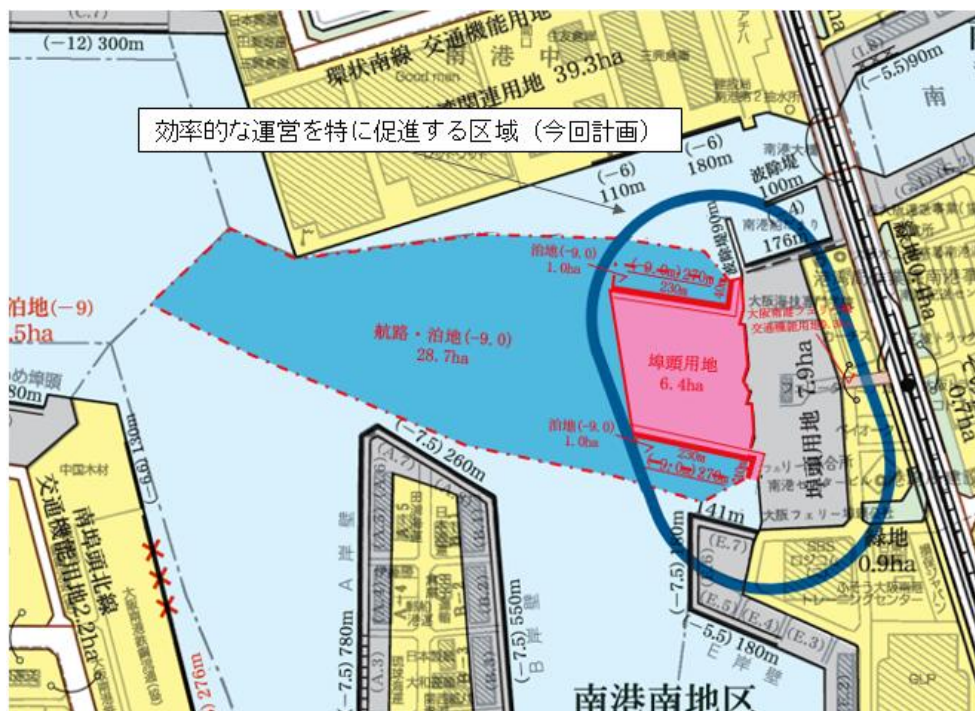
埠頭用地 14.3ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（2）夢洲地区

水深7.5m 岸壁1バース 延長270m

（フェリー用）[新規計画]YF1

埠頭用地 8.5ha（荷捌施設計画及び保管施設用地）



6 その他重要事項

6-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

・概要

今回新規に計画する施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

表 6-1-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（今回計画）

地区名		施設名	諸元	備考
南港地区 (南港南)	①	岸壁 (NF1, 2)	水深：9.0m、2バース、延長：540m	新規計画
	②	泊地	水深：9.0m、面積：2.0ha	新規計画
	③	航路・泊地	水深：9.0m、面積：28.7ha	新規計画
	④	臨港道路 大阪南港フェリー線	起点：臨港道路中央幹線 終点：大阪南港フェリー埠頭 4車線	既設の変更計画
夢洲地区	⑤	岸壁 (YF1)	水深：7.5m、1バース、延長：270m	新規計画
	⑥	泊地	水深：7.5m、面積：8.3ha	新規計画
	⑦	航路・泊地	水深：10.0m、面積：10.0ha	新規計画
	⑧	臨港道路 夢洲フェリー線	起点：臨港道路夢洲・新島連絡線 終点：夢洲フェリー埠頭 2車線	新規計画
	⑨	臨港道路 夢洲・新島連絡線	起点：臨港道路港区・南港・北港連絡線 終点：新島地区 4～6車線	既定計画の変更計画

表 6-1-2 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（既定計画）

地区名		施設名	諸元	備考
夢洲地区		臨港道路 夢洲・新島連絡線	起点：臨港道路港区・南港・北港連絡線 終点：新島地区 4～6車線	既定計画

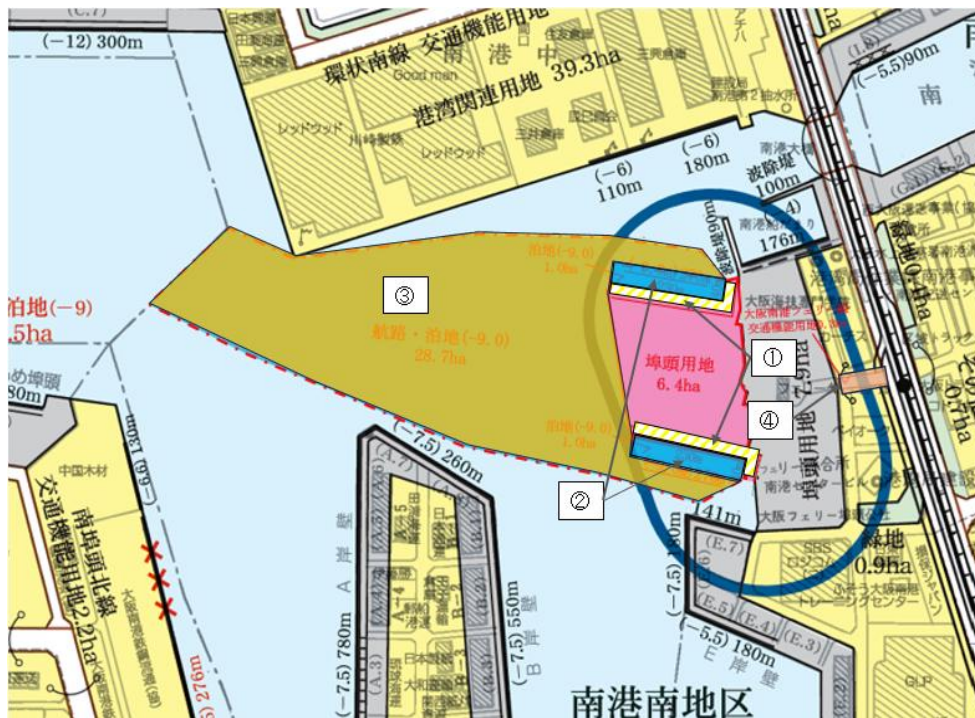


図 6 - 1 - 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（南港地区（南港南））

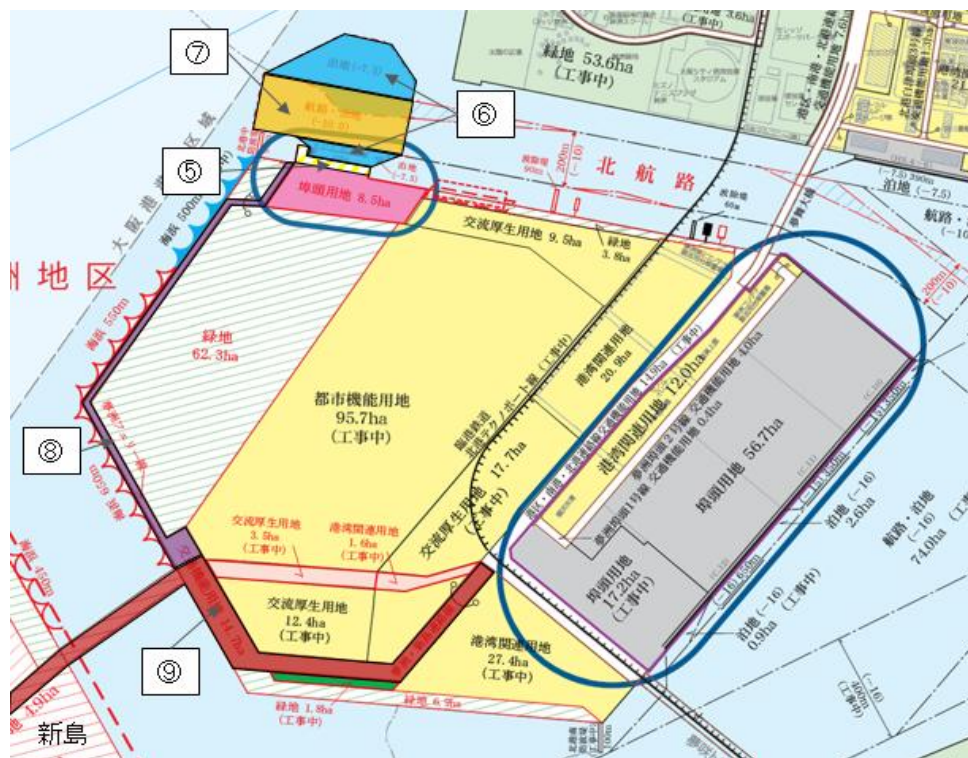


図 6 - 1 - 2 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（夢洲地区）

6－2 大規模地震対策施設計画

・概要

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な内貿フェリー物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

表 6－2－1 大規模地震対策施設計画（今回計画）

地区	岸壁名称	種別	水深	バース数	延長
南港	N F 1 岸壁	新規計画	9.0m	1	270m
	N F 2 岸壁	新規計画	9.0m	1	270m
夢洲	Y F 1 岸壁	新規計画	7.5m	1	270m

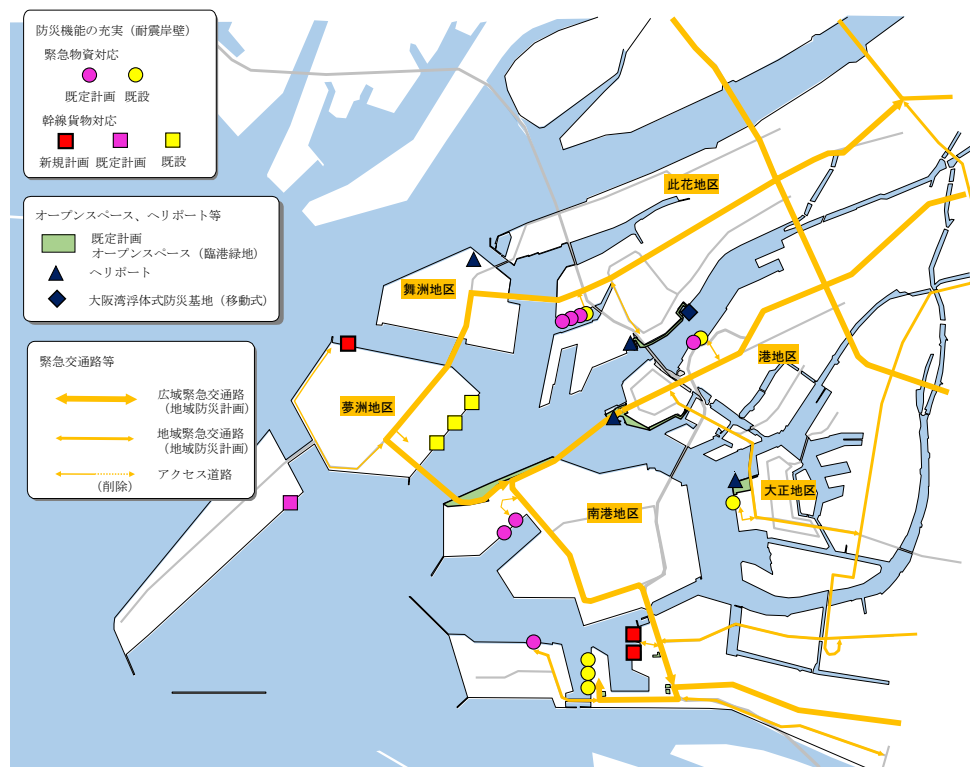


図 6－2－1 大規模地震対策施設の配置

6－3 港湾の再開発

利用形態の見直しの検討が必要な区域

・概要

夢洲地区北側において、係留施設計画の具体化が進み、土地利用計画の見直しを行うことから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

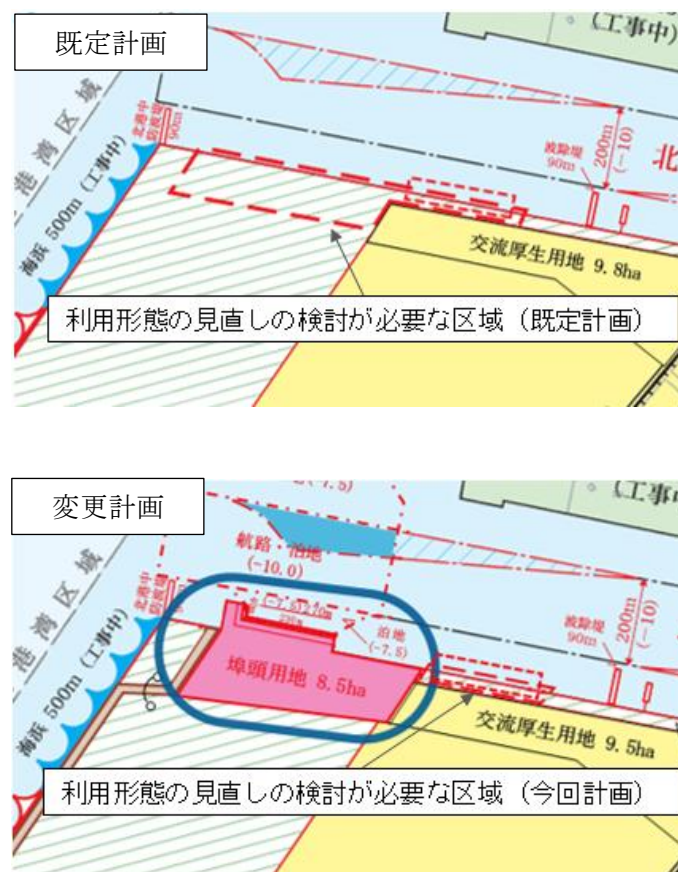


図6－3－1 港湾の再開発

7 環境の保全に関する資料

(1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更において、新たな大気汚染物質の増加は軽微であることから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動への影響と評価

今回の計画変更において、発生集中交通量の増加は軽微であることから、騒音・振動に与える影響は軽微であると考えられる。

(3) 潮流・水質への影響と評価

今回の計画変更は、大阪港湾区域内外の流況を大きく変えるものではないことから、潮流・水質に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 総合評価

今回計画が周辺環境に及ぼす影響について検討した結果、周辺環境に与える影響は軽微であると考えられる。

なお、今回計画の実施にあたっては、環境保全に十分配慮し、環境に与える影響を小さくするものとする。

8 地方港湾審議会名簿

(敬称略順不同)

	氏 名	補 職 名
学識経験	田 中 康 仁	大 阪 商 業 大 学 教 授
学識経験	今 西 珠 美	流 通 科 学 大 学 教 授
学識経験	吉 田 長 裕	大 阪 公 立 大 学 准 教 授
学識経験	酒 出 昌 寿	水 産 大 学 校 教 授
学識経験	伊 藤 秀 和	関 西 学 院 大 学 教 授
学識経験	西 村 悦 子	神 戸 大 学 大 学 院 教 授
学識経験	三 宅 正 弘	武 庫 川 女 子 大 学 教 授
学識経験	小 谷 真 理	同 志 社 大 学 准 教 授
学識経験	大 西 正 光	京 都 大 学 教 授
学識経験	平 田 燕 奈	神 戸 大 学 大 学 院 教 授
市会議員	鈴 木 理 恵	大 阪 市 会 建 設 港 湾 委 員 長
市会議員	荒 木 肇	大 阪 市 会 建 設 港 湾 副 委 員 長
市会議員	今 村 直 人	大 阪 市 会 建 設 港 湾 副 委 員 長
港湾関係	徳 平 隆 之	公益社団法人大阪港振興協会会長
港湾関係	近 藤 博 宣	大 阪 商 工 会 議 所 専 務 理 事
港湾関係	福 西 康 人	大 阪 倉 庫 協 会 副 会 長
港湾関係	増 子 祐 司	大 阪 船 主 会 副 会 長
港湾関係	西 豊 樹	大 阪 港 運 協 会 会 長
港湾関係	小 嶋 敏 弘	大 阪 港 湾 労 働 組 合 協 議 会 議 長
港湾関係	小 林 泰 之	全 日 本 海 員 組 合 大 阪 支 部 支 部 長
港湾関係	岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長
港湾関係	井 筒 毅	大 阪 湾 水 先 区 水 先 人 会 会 長
行政機関	日 置 重 人	財 務 省 大 阪 税 関 長
行政機関	齋 藤 博 之	国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 長
行政機関	服 部 真 樹	国 土 交 通 省 近 畿 運 輸 局 長
行政機関	藤 吉 克 博	大 阪 海 上 保 安 監 部 長
行政機関	美 馬 一 浩	大 阪 府 都 市 整 備 部 長